

板  
碑  
管  
見

魚  
本

特260

51

447

020



始



#260  
#447



川崎浩良著

板  
碑  
管  
見



緒言

一 本編は山形市史編纂の副産物で、本縣内に於ける石造  
工物物の内、板碑の調査を取纏めたものである。  
従來中央學界に於ける板碑の研究は、各大家に依て行  
はれて居るが、而も本縣内に於ける調査に於て、甚だ  
及ばざる恨みが無いでもない。不肖之を遺憾とし、廣  
く縣内を踏査して其所在を探り、文字あるものは拓本  
に採り、形あるものは寫真に收めたのであるが、本編  
には單に其形態及文字の説明と寸法とを記述するに止  
めた。

一 本編の印刷に就ては學友原田一男君の努力に俟つもの  
多大である。

一 本編は不肖昭和十年度を記念すべく出版したもので、  
先輩並學友の座右に呈せんとしたものに外ならぬ。

昭和十年十二月

川崎 浩 良

目

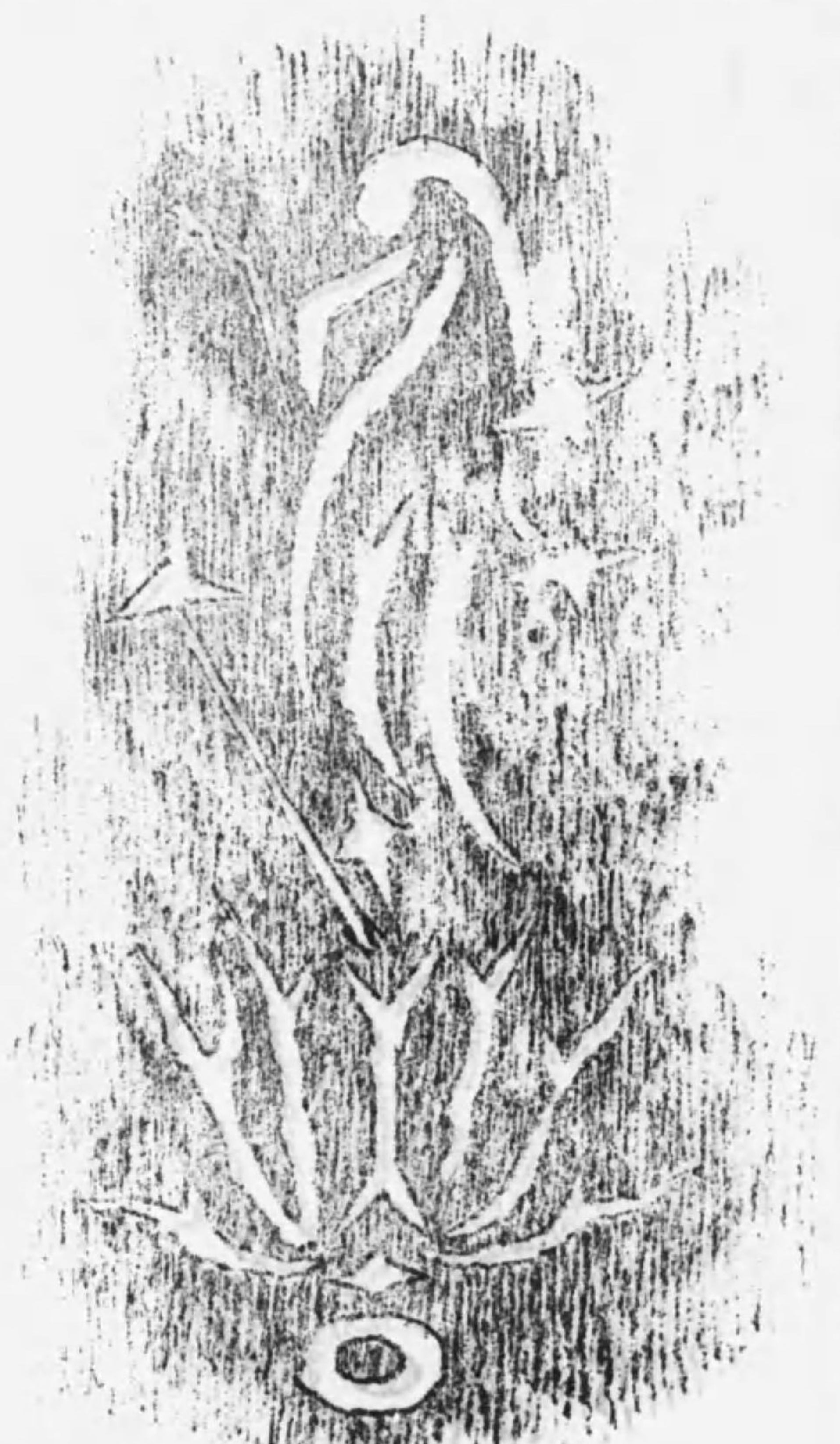
次

- 第一章
- 第二章
- 第三章
- 第四章
- 第五章
- 第六章
- 第七章
- 第八章
- 第九章
- 第十章
- 第十一章

板碑の名に就て  
 板碑の發達及變遷  
 板碑の内面の考察  
 東北進展の経路  
 本縣の板碑形態  
 置賜型并磨涯碑  
 山形型  
 成生庄型  
 飽海型  
 墓石と板碑  
 結論

一 二 五 七 一〇 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

山形市正樂寺板碑梵字。東置賜郡大川村熊野神社。北村山郡原崎村大板碑。飽海郡生石延命寺延元碑。



山形西樂寺板碑梵字



北村山部

原崎村

所見

火板碑





# 板碑管見

川崎浩良著

## 第一章 板碑の名に就て

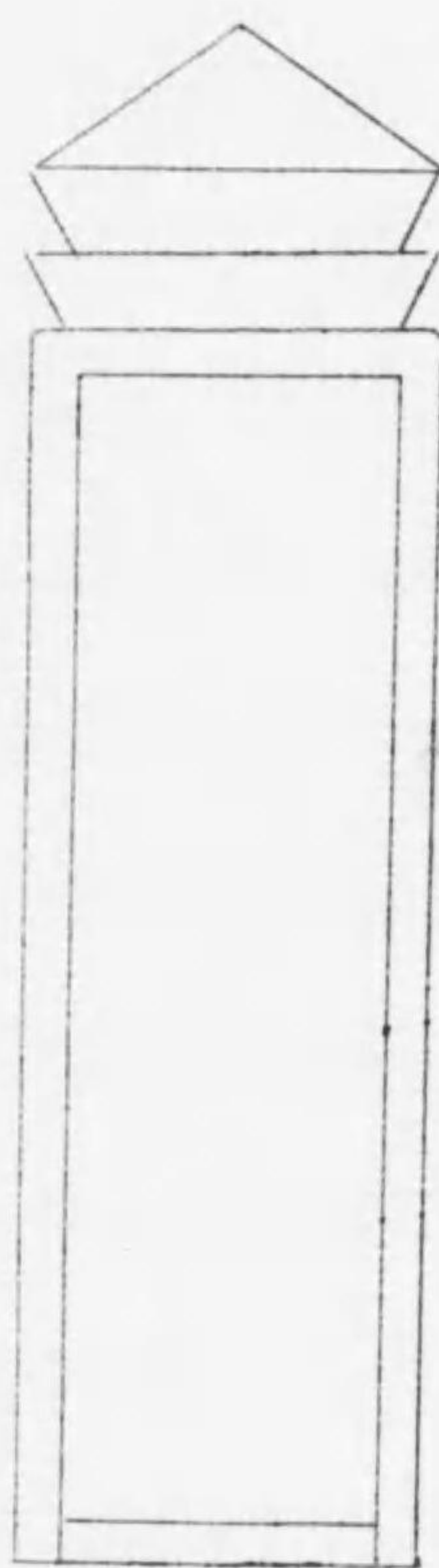
板碑とは何ぞ。石造の碑を何故に板碑と呼びつゝあるか等の問題は先覺諸賢の論議に譲り、此處に記する板碑とは秩父青石を以て加工した所謂武蔵型板碑を基本として夙達した各形式の石碑にして、例令其形態は頭部の山形なると、額部の突出せると、額面に二條の横線あるものと、又全然以上の形態を備へざる自然石のものと、磨涯に彫付けられたるものとを問はず、鎌倉に復興した反動佛敎に支配され、起つた遺物で而も年代から見れば鎌倉時代から室町期末迄に建てられた石碑を以て板碑と概稱するのである。

つまり武蔵地方に發達した青石板碑に比し例令其形態が變つても、其れと同一精神で建立されたものを以て此處に板碑と概稱するものであるから、其の建立時代が同一でも、他の五輪塔や、寶篋印塔とは趣を異にする。  
以上の如くであるから板碑の名稱は誠にや、こしい名で、昔時は陸奥古碑集や、米府鹿の子や、米澤地名選等に記す通り石牟都婆或は單に古碑と稱し来たものである。

### 第二章 板碑の發達及變遷

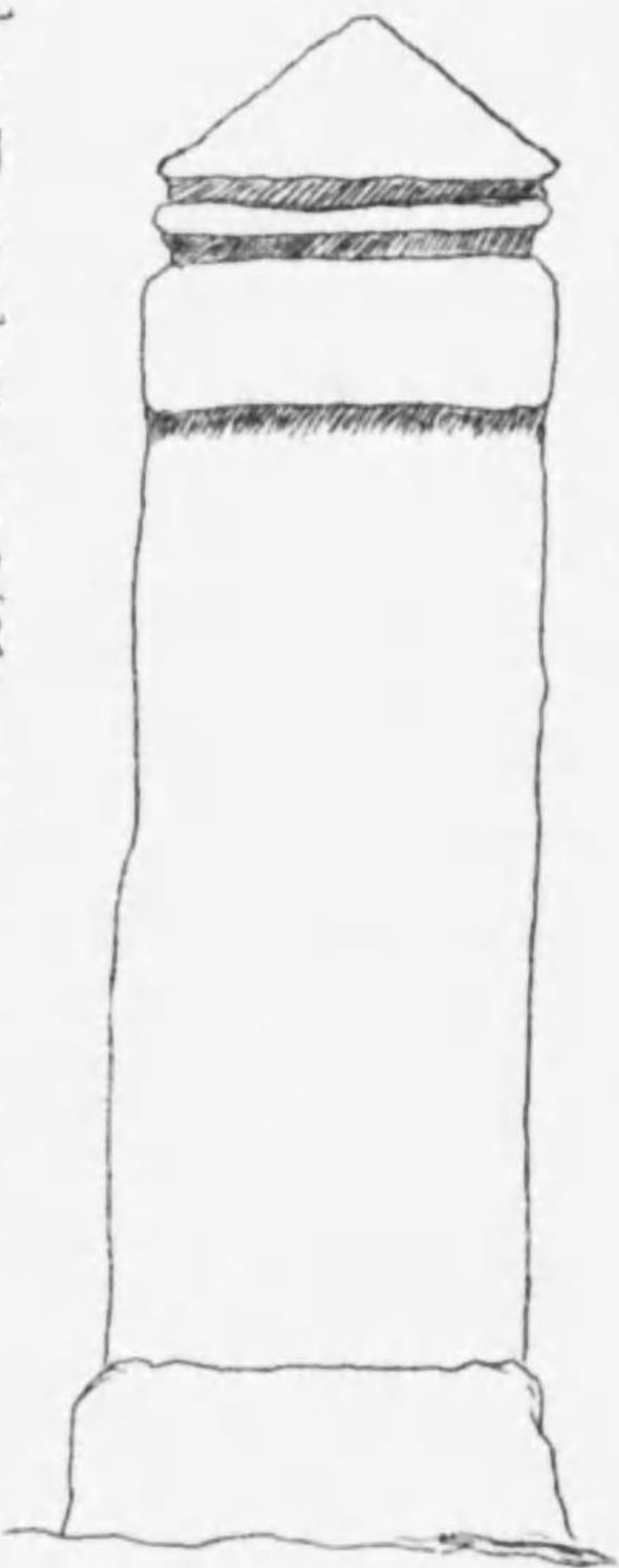
板碑の起原は秩父青石の産地たる武蔵國で、今日残存の最も古いものは、武蔵國北足立郡石戸村東光寺にある貞永二年の銘ある、弥陀三尊の碑であるが、是が所謂武蔵型板碑の代表なりとせば、板碑の原形は額の突出の無いものであつたらう。

然るに同じ東光寺にある弘安元年五月のものや、武蔵國立川町普濟寺にある正中三年丙寅二月時正の板碑は左の形をなし



又隣國相模國鎌倉山内光照寺や、同地扇ヶ谷海蔵寺墓地にあつた板碑には僅かなりとも突出があり、本縣置賜地方に残れるものと甚だしく類似してゐる。即ち光照寺の形は次頁に示す如くである。  
以上の例に照せば、起原地武蔵を中心とした関東地方の板碑も必ずしも無額で、且つ二線の彫込みが無いとは断じられない。

光照寺の板碑の形



究に由共其原は武藏であつたとしても、其れが隣國に傳はり  
段々遠國に流布するに従て其地方に産出する石質其他の關係  
で形態に変化を未し、下總に入ては下總型となり、四國に入  
ては阿波型となり、九州に入ては九州型となり、東北に入て  
は東北型（奥羽型）となつたものであらう。  
而して東北に入ても亦其地方に依り形態に夫れくの変遷を  
呈してゐる。

### 第三章 板碑の内面的考察

板碑は鎌倉に興つた新興佛教の所産であるから、藤原時代  
を風靡した天台・眞言の祈禱教から縁が遠く、淨土念佛を中  
心とした淨土宗・時宗に因するものが頗る多いが、地方に流  
れては以前の信仰から劃期的に離れることもなく修験道から  
引きずられつゝ、猶旧思想、旧教義を墨守した天台・眞言も全  
然駆逐されずに進みつゝ、あつたものと見え、特殊な信仰地方  
に於て建てられた板碑には、天台・眞言の餘影を留むるもの  
も無くはないので、此處に我々は當時に於ける地方的宗教を  
窺知ることが出来る。

我々は今武藏を出発点として東北に進み下野、岩代、奥羽の  
板碑に就て考察せば信仰を表顯する碑面には大要左の梵字或  
は佛体の彫出を認める。

(一) 下野、岩代、陸前、南部等は、彌陀の梵字或は彌陀、觀音  
勢至の三梵字を刻し又は彌陀像や、彌陀、觀音、勢至の像  
を浮彫して表顯せるものが多い。



(二) 陸前の北部（石巻を中心とした地方）津輕地方に於ては天台宗、眞言宗の餘影と認むべき不動、大日、地藏、薬師十一面觀音の梵字を彫出したものが多い。

(三) 本縣に入つては鎌倉時代では弥陀梵字のもの最も多く次は弥陀三尊、大日、薬師であるが、建武以後に在ては、大日、弥陀三尊、弥陀、光明眞言曼荼羅、薬師、地藏、不動等の梵字が彫まれ、此處に信仰の複雑になつたことを物語つてゐる。

以上の如く板碑は其形態の如何に拘らず、碑面に信仰の中心を種子梵字或は佛像に彫出し其下に建立の年月日を彫り、其左右に建立の目的即ち七父母の供養の爲めとか、親愛敬慕する人の供養の爲めとか、又は自分自身が現世に於て利益を得度いとか、來世の作佛を希ふとか各自建立者の目的を彫むを例としてあるから、全然墓碑で無いことが明白である。又板碑の内でも年號が磨滅したものもあらう。年号は大抵中

央に彫まれてあるが、特に津輕地方のものに於ては、年号が向て左端に附けられて居るのは、異例の様に見える。又梵字と年号だけあつて、建立目的の彫つて無いものもある。

### 第四章 東北進展の経路

武蔵に發生した板碑が東北に建立されるに至つた経路を單に地理的に考察すれば、先づ武蔵の板碑が野州に入つて宇都宮清巖寺の鉄塔邊と變り、それから石に還元して下野國、國分寺村大日橋の一丈八尺ある大板碑となり、次で岩代國郡山市國造神社境内の嘉元三年弥陀三尊碑、全市堂前町如寶寺（集古十種には如法寺とあり）の建治二年丙子三月六日弥陀、眞言の碑、全市御釜堂、建保七年入三尊碑、全市阿部訶根神社の種子曼荼羅碑、全市小原田町四壽寺の三尊来迎碑を生み、福島地方に入つては鳥川村鳥渡陽泉寺の、乾元元年五月十七日

(二) 地藏尊浮彫 (三) 正嘉二年の三尊浮彫となり大森城趾椿館の正嘉二年、全北館入文永十年一月廿五日、城裏口の文永八年の碑となり、飯坂に入ては醫王寺の正和二年、天王寺音堂の三基の外瀬ノ上驛字余目屋敷の弘安元年の碑、藤田驛附近石母田村龍雲寺の徳治三年十一月廿日の碑を現出してゐる。更に北進して宮城縣に入つては先づ槻木町字富澤の嘉元四年丙午卯月二日在銘、彌陀坐像の磨崖碑に指を屈し、次て宮城郡福室西光寺の正平七年三月十八日の碑、全多賀城村南宮慈雲寺の永仁二年八月並に文保年間入碑、全愛子福勤堂の元亨四年甲子二月廿五日時正の碑を現出して、石ノ巻港の板碑群並に北上川に沿て溯り、登米の左碑群に聯絡を保つて居る。石の巻では何と言つても多福院の碑群を重視すべきで、左記の如く多数を抱擁して居る。

永仁二年

文保三年卯月

永<sup>二</sup>年

延元三年八月四日 (南朝)

徳治 (以下不明)

元弘三年八月廿一日

永 (以下不明)

延元四年霜月 (南朝)

延元四年霜月廿四日 (南朝)

興國二年 (南朝)

康應元年 (北朝)

明德三年 (北朝)

應永五年

應永八年

應永二十年

興國四年八月十七日 (南朝)

正慶元年十月 (北朝)

至徳六年 (北朝)

應永四年八月四日

應永八年

應永十二年

次に左地林法寺に於て左の二基を発見されてゐる。

弘安六年二月三日

正安四年十二月

登米地方に入ては以前封土記に所載された碑は僅に三基であつたが、其後石森の旧館山から續々発掘されて今日では、都合八十基を算してゐる。桃生郡に入つては封土記所載に依れば八基と称されて居る。以上の如く板碑は武蔵から下野を経て北進し、安積造地、信

夫盆地に發展し、次て北上川の流域に弘通したのであるが、一方に於ては安積盆地から會津に入り、更に石の巻系が西進して本縣飽海郡の板碑となり、此流氷が秋田、津輕に進んで弘前市を中心とする平野に普及して居る様に思はれる。

### 第五章 本縣の板碑形態

前記の如く板碑の形態は、其地方に依て變化し居るが斯如きは其材料たる石質に支配された結果に外ならぬ。武蔵地方で碑の材料を求むれば誰が考へても、秩父の青石を用ゐる外に道がないから、自ら武蔵型の板碑形態を生んだのであるが、是が郡山や福島地方或は本縣内に至れば、其材料とする石材は安山岩となり、凝灰岩となり、或は花崗岩となるから、其工作に當つても秩父石と同一には行かぬ。其處に僧侶の意見と石工の工作に依て形態に段々變化を生じたもの

と思ふ。

併し是が如何に變化するにしても、全然無縁の變化は無い筈で、宗教僧侶民衆の移動に附隨して系統的に進展したものであらう。而して此系統を尋めるには、各板碑の比較研究が重要な事と思はれるが、我山形縣内でも地方に依り全然縣内の聯絡が無く、却て縣外から系統付けられ居るかの様に思はれるものがある。今縣内の板碑形態を詮議すれば大要左の五種に分けることが出来る。

- 一、置賜型
- 二、磨崖式板碑
- 三、山形型
- 四、成生庄型
- 五、飽海型

今各種の形態を圖示すれば次頁の如くである。

置賜型



飽海型



山形型



成生庄型



磨涯型



第六章 置賜型并磨涯碑

置賜地方の板碑に就ては既に文化元年に編まれた、米澤地名選に古碑として説かれてあるが、其内に於て今日我々の見出し得たものは

赤湯町東正寺北の磨涯

梨郷村竹原正元の碑

堀金村の碑

松澤観音の彌陀三尊の碑

煎釜巖窟の磨涯碑

その他は不明である。併し赤湯町を中心に漆山、梨郷、犬川、吉島等の村々を獵渉すれば、米澤地名選に載つてない板碑が可なり多いことに気がつく。

即ち今日まで我々の調査したものを擧れば、左の如くで、桐原の一基を除く外は總て東置賜郡内に属して居る。

(一) 鎌倉時代のもの

梨郷村御如來様境内 梵字は胎藏界大日を大きく彫り、  
 四を以て圍み、下に蓮座を配して其下に 正元元年大歳巳  
 未六月一日と刻してある。高さ八尺五寸 巾基部二尺七寸  
 厚さ中央にて八寸五分、額の突起五寸五分、(備考 側面  
 に奉旨建文和四乙未歳と刻してあるの、正元元年、最初  
 の碑は九十七年を経て文和四年に至りて破滅せるか、何等か  
 の理由で再建したものと思はれる。) 附近に安永六年(徳川中期)の已待供養塔と古き断碑一ヶ  
 あり。

梨郷村竹原龍雲院裏山中腹

金剛界大日の梵字を大きく

刻し其下に 嘉暦二年大歳丁卯三月日 為妙輝禪尼百ヶ日  
 と刻す。高さ地上八尺六寸、巾上部二尺八寸五分、下部三  
 尺二寸五分、厚さ中部一尺、額の突起七寸。

全 所(山の麓さいかちの大木の下) 金剛大日の梵字の  
 外文字磨消して、不明なるも年代は前記嘉暦頃と推定す。

高さ五尺八寸 巾上部二尺 下部二尺四寸五分 厚さ上部  
 五寸五分 下部九寸 額の突起三寸五分。

大川村龍藏神社境内東入口

通院の梵字を刻し下に弘安

二年三月十八日と在銘。高さ八尺 巾基部二尺二寸五分、  
 厚さ上部六寸五分 下部一尺 額の突起四寸五分  
 (附近に三尺三寸乃至二尺五寸の小板碑四基あり年號不明)

赤湯町字松澤八幡神社入口

通院觀音勢至の三尊梵字を

彫り、其下に四行に 光明遍照 十方世界 念佛衆生  
 撰取不捨と彫し其下に 元弘三年大歳癸酉十月廿日施主敬  
 白と刻す。

高さ五尺九寸二分 巾中央二尺二寸五分 下部二尺五寸  
 厚さ一尺乃至九寸 額の突起四寸

次に磨涯板碑として知らるゝものが、昔時の北條郷や 屋代  
 郷に残存して居る。板碑を磨涯に彫付けた例に就ては私に餘

り多くを聞知しない處で、之を他地方に求むれば、宮城縣槻木所の北方一里弱宇富澤岩崎の岩壁に九尺の阿彌陀坐像を浮彫にし下に、嘉元四年丙午卯月二日、為父檀那惠一坊藤五郎、阿彌陀佛等の文字が刻されて居るが、恐らく是位のものがあらふと思ふ。然るに我屋代郷北條郷には左記の磨崖碑が残されて居る。

高畠町羽山公園南麓岩壁

向て左には胎藏、大日、右に金剛界大日の梵字を刻し下に永仁七年五月十一日と刻してある。

赤湯町宇煎釜むじか御所岩壁

六寸五分、左右一尺九寸五分の箇所を區劃し、其中に双式板碑を陽刻し、左右上に、金剛界、大日梵字二つ、中央に建武四年十月と陰刻す。此岩層は石英粗面岩より成り、或人は之をドルメンなりと称して居るが我等の見る處に依ればドルメンなどのやかましましきものに非ず、恐らく羽山式古墳であらう。

墳であらう。

赤湯町東正寺北方大岩壁

高さ一丈の箇所は、横並びに五体の板碑を陽刻してある。向つて右方三体は中央阿彌陀、右方觀音、左方勢至の梵字を陰刻し、中央阿彌陀の碑に、永仁二年午秋天、伴志者悲母幽後第三年と刻し、觀音の碑面には、右志者(以下不明)孝子敬白とあり、左方勢至の碑面には、右塔婆者逆修善根(以下不明讀下し得ず)と刻されてある。

次に其左方に並び二体の板碑が陽刻されてある。右方には阿彌陀のキリク梵字を刻し、其下に永仁(其下五字不明)右志者慈父幽後第(以下二字不明)とあり、又左方には金剛界五佛の北方佛即ち釋迦の梵字を刻し、其下に志造卒塔婆逆修志(一字不明)平吉宗(以下三字不明)と刻されてある。

次に右陽刻碑の下方に當つても数基(一年号何れも不明)の板碑が陽刻されて居るのみならず、其一端山崩れのため埋

没してあるものも相當あるのかの様には思はれる。又赤湯八幡神社の前庭に壯大な岩石が横はつて居るが、其岩壁にも年号並びに梵字不明の數基の板碑が陽刻と彫刻とある点を考ふれば、其鎌倉時代に於ける同地方の磨崖碑は可なり盛大に造立されたものと思はれる。

以上赤湯町附近の宗教文化の遺物は既に鎌倉時代に遡て示されて居ること、郷土研究者をして意を強うするに足るものであるが、今梨郷御如末様境内にある正元元年の碑に就て考ふるに、其れは例令文和四年に再建されたものであるにしても既に其以前正元のものがあったことを認識して、彼の板碑の本家本原たる武藏に残存せる最古の石戸村蒲樽東光寺の板碑は貞永二年の建立であるが、夫れより僅に二十六年後の正元元年に交通不便の梨郷村に普及したことを思へば、其普及の如何に迅速なるかを驚かざるを得ないので、我々は此間多大の興味を以て調査せざるを得ないのである。従來板碑研究者向の意見に依れば板碑は武藏に託り、其東北

に普及したものは、野州、安積、信夫を経て一方は本縣に入り、一方は宮城縣に流れたことを説いて居るが、私は此意見に疑問を把持して居る。若し武藏の荒原地方から野州、岩代陸前を経て置賜盆地に普及したとせば、其普及年月に於て、野州、安積、信夫の板碑遺物が、置賜盆地の遺物年月以前であらねばならぬのである。然るに事實は之に反し置賜の板碑年月は野州、安積、信夫、陸前の板碑年月より古いものである。即ち武藏から下野、岩代を経て置賜に至る地理的経路に於て、其間多數の板碑が遺されて居るが、途中只福島の大森椿館の正嘉二年及陽泉寺の正嘉二年の碑を除く外は全部梨郷の正元元年以後のものである。又赤湯、永仁二年の碑にしても、大川龍藏神社の弘安二年の碑にしても、何れも郡山國造神社の嘉元三年、福島市外陽泉寺の乾元元年、飯坂醫王寺の正和二年、藤田驛附近龍雲寺の徳治三年の碑より古い年紀を刻してあるに照せば、置賜の宗教文化が野州、岩代地方よりも早く普及したことを証明して居るものと思ふ。



次に磨崖碑にしても宮城縣富澤の遺物は嘉元四年であるにも拘らず赤湯東正寺北の磨崖碑群は其十二年前の永仁二年を刻して居る点を思へば、概木盆地の文化よりも赤湯文化の方が早かつたことを主張することが出来る。  
次に赤湯の板碑が吾人に教ふるものには、鎌倉時代の北條郷、即ち赤湯地方が伊達の所領であつたことである。今東正寺北の磨崖碑を見るに前記の如く永仁年間平吉宗が逆修造立のこゝを想察することが出来ると共に、一方弥陀三尊の碑に依り永仁二年秋日に或人が母の歿後三年忌に於て其供養を行ふと共に、自分の逆修善根を願つて居ることをも想察することが出来る。然らば此造立者は誰であつたらうか、又平吉宗とは如何なる人であつたらうか。我等は此問題を解決しなればならぬ。然るに米澤地名變は此問題に就て左の如く記して居る。

北條郷赤湯村の内古碑四基あり、其一は東昌寺の北山腹にあり。

永仁二年 伊達式部少輔  
又深山寺の北にあるは

永仁二年 平右近正宗

以上に依て見れば、東昌寺は今日の東正寺で、永仁二年に、伊達式部少輔の造立したことを傳へて居る。又右永仁二年、平右近正宗とあるは今磨崖に残る平吉宗とあるもので、此点地名變は吉宗を正宗と記し誤つたものであるまいか。  
然す此は此磨崖碑は建武の頃、伊達地方の豪族として終始一貫南朝に盡瘁した伊達行朝（平氏）の親の造立したものと考ふることが出来、當時同地方は伊達領、延長地で當時の米澤に覇を成した長井氏（大江の一族）とは全然別領地であつたことが想像される。

(二) 建武中興以後

以上は鎌倉時代の板碑検討であるが、次に建武中興以後の板碑に就て述べよう。

漆山村字大佛手塚徳太郎宅西方 栗の大木に添て立つ高さ一丈五尺乃至一丈六尺を算すべく、巾は下部に於て三尺四寸五分、厚さは下部に於て一尺二寸五分あり額上には、置賜の通有する二線を刻し、碑面上部に酒陀の梵字キクリを刻し、其下に蓮瓣を配し下部中央に、文和三年大歳甲子二月十一以下不明とあり、石質は大笹生石と称する石英粗面岩質凝灰岩で一枚石の堂々たるものである。今此碑を以て北村山郡原崎の酒陀板碑に比し、厚さに於て劣つて居るだらうが、高さに於ていくらか高いものと思はれ、本縣内最大の板碑としては原崎が東の大関ならば、大佛は西の大関であらう。

(三) 年號不明のもの

漆山村大佛 右大関大板碑の東方三間の處に、梵字も年号も不明にして、高さ三尺巾一尺二寸の小碑あり。又同部


落より砂塚に通ずる道路の南方桑畑内に  
 (一) 弥陀梵字高さ六尺一寸、巾額部二尺三寸、基部二尺六寸厚さ上四寸五分 下八寸。  
 (二) 梵字年号不明、高さ五尺五寸、巾額一尺九寸、基部二尺四寸。  
 (三) 文字不明、高さ三尺三寸五分、巾上一尺二寸五分、基部一尺五寸。  
 (四) 文字不明、高さ一尺五寸の小型のもの。  
 以上四基共、大笹生石を以て造られ額の突起した置賜型である。

南置賜郡六郷村桐原地内中街道の西方 凝灰岩より成る双式板碑あり、高さ四尺、巾三尺五寸、厚さ七寸、梵字面上左右に於れど、磨滅して不明。

東置賜郡中郡村堀金と南置賜郡六郷村桐原との境界中街道の西方 弥陀梵字 高さ地上五尺五寸、巾額部にて二尺

四寸五分、基部二尺八寸五分、厚さ八寸五分、額、突起四寸三分あり。又同所に高さ一尺五寸、巾八寸五分、文字不明の小碑あり。

吉島村大谷地警鐘台下 雄健なる弥陀梵字あり下部は折れて年号不明である。現存の部分にて高さ三尺九寸、巾二尺二寸、厚さ七寸乃至八寸、額、突起三寸。

同村字下島小川の側 観音梵字にして地上高さ三尺八寸巾二尺、厚さ八寸 額、突起は  形を成し、額上二線は側面に迄廻刻す。

同村下島南端 梵字勢至と推讀する、一基あり。恐らく以前は警鐘台下の弥陀を中央とし川端の観音と此碑と左右に建立して、弥陀三尊の三体碑であったらうが、時世を経る間に、漸く離散したものであらう。

吉島村下尾長島北端 下島南端のものと同大なるも、形態甚だしく磨滅し如何にも便り無い姿である。

漆山村旧小學校地小森の上 梵字は多分金剛界五佛の、釋迦を表現したものであらう。年号磨滅不明、高さ六尺餘巾額部に二尺六寸、厚さ下方にて七寸五分。

赤湯町二色根薬師寺途上 都合三基あり。胎藏界大日梵字を刻したる高さ三尺、巾二尺の断碑、但し額上三線を刻せるは異例である。此碑は以前同部落菅野權太郎方の橋に充用してあったが、再三の祟りありし為め、近年同所に、奉建す碑身下半を缺く。次は胎藏界大日梵字、高さ三尺五寸、巾一尺七寸、額部損傷甚だし、又其他の一基も胎藏界大日梵字を刻せる損傷救碑あり。

同寺下 薬師梵字を刻し年号磨滅、高さ四尺、巾上部一尺四寸、基部一尺六寸、厚さ五寸。

同寺上の墓地 川井善五郎佐七墓、背後にあり、弥陀梵字、高さ四尺一寸、巾基部一尺二寸、額突瓦一寸、但し類上に四線を細く刻せるは異例なり。次に右と並て勢至梵字を刻し下に、干時正保五年六月十日と刻してあるのは面白い。斯の如きは正保の時に於て、昔時の型を模した一例として見るべきである。高さ三尺四寸、巾基部一尺一寸五分、厚さ下部五寸五分。

赤湯町東正寺墓地

梵字年号を欠くもの二基、一は高さ

四尺五寸、巾基部一尺、厚さ上四寸、下部五寸五分。次は高さ三尺五寸、巾同前、但し額上細く四線を刻してある。

以上年号不明のものの内、二色根併に東正寺墓地のもの、別として、六郷吉島大佛地方のものに至ては其形態から見て如何にも古調と帯びて居る。米府鹿の子に記して曰く、笠卒都婆分、小菅村街道西方一町程山上にあり、夫れより東北へ村々往々雁行して屋代郷に至る迄五六基残る。

また此五六基こそ以上吉島六郷地内に残れるものであらう。又米澤地名選に記して左の事實を傳へて居る。以て一資料となすべきである。

上長井小菅入山より東山上へ村々里々往々雁行して屋代郷に至る迄五六基残れり。又城の西南田畝の際外郭危街の中にもあり、猿々町徳正寺前の碑文字亡て見えす唯小菅山の半腹にあり二碑の内、南一基は文字亡すも北一基は僅に無宮當位寛治等の字見ゆれども紅葉半は埋て拂へとも亦積り青苔字に食んで殆んど并するに由なし(中略)夫寛治は軍に任ぜられし時小菅山に碑を立て山南を奥州とし山北を出羽とし石の卒都婆を立てける。是は父清衡白河の関より往々外々瀆迄其道一町毎に石の笠卒都婆を立し例に倣へりとかや。

私は右の記事により小菅山の碑なるものを搜索したが遂に不明に終つたのは遺憾の極みである。願はくは郷土研究家の調査に待たん。其他右書冊に白子明神の社内に一基、又元龍町内村氏の屋敷

の壺に一基、又伯樂町庄田氏邸にもありと記して居るが、  
は未だ之を見るを得ないことを遺憾とする。

次に此處に板碑研究上の資料として昭和十年六月十五日、赤  
湯町二色根歌丸武吉畠地から発掘された板碑其他二、四基に  
注意を拂ふことにする。  
今之を大別すれば

碑面に墨書きを加へたもの

二本ノ額線無きもの

折れ或は大破したものの

中央樋形をなすもの

上山下長方形のもの

塔ノ笠と目すべきもの

普通板碑形のもの

- 四基
- 二基
- 五基
- 二基
- 一基
- 二体
- 八基

以上の如くで普通板碑形ものは、高さ三尺、巾上部八寸四  
分、基部一尺、厚さ四寸、額ノ突起約一寸で大小大差無いも  
ので、先づ以て薬師寺裏墓地にある前記正保五年六月の碑や

### 第七章 山形型

東正寺墓地にある無銘の碑に比して、殆んど同形である点に  
照せば何れも徳川初期に於て古板碑を模造したものであらう。  
又中に墨書にて遠忌などの文字を認むることから察すれば、  
假に塔婆として建てたものでもあらうと思はれる。即ち墓地  
に建て残つたものは東正寺墓地のそれの如く、土中に埋つた  
ものは歌丸の畑から発掘したものゝ如き運命に支配されたも  
のであらう。兎に角此種のものには、其工作上の線に於ても又  
形状に於ても甚だしく繊弱にして到底室町朝の他の例に比す  
べき價値は無いので、是れ全く墓石に移る過渡期のものではあ  
らねばならぬ。

山形市を中心とした地方即ち南は番城山と白鷹山とを結ぶ  
山脈を限り、北は馬見ヶ崎川を限り、東は奥羽山脈、西は戸

神山小鳥海を限れる盆地に造立された板碑は其形態に於て、置賜型とは全然趣を異にし總て自然石を其儘利用して居るが其造立趣旨に至ては總て同様である。又石質に於ては上の山東郊建武の碑が吉野村に成層する花崗岩を用ひ又大寺村安國寺庭にある湯殿山権現碑が同地方所産の砂岩用ひてある外全部雁戸火山から流れ出た安山岩を用ひて居る。多分此地方の石質が硬い為め自ら加工の勞を避けて、自然石を其儘用ひたものであらう。

山形市三日町光禪寺墓地

自然の野面石にして上方に、

彌陀の梵字を刻し、其下に佛說無量壽經衆生往生因四十八願の内十八願の一節即ち

說我得佛 十方衆生 發菩提心 修諸功德 至心發願 欲生我國 六行に刻し、更に其下方向て右に

右塔婆意趣者爲我祖父我祖母我慈父悲母故也 並同人佑衆敬白

とあり續て左方に文字が五行刻されて居るが、磨滅甚だしく讀下すことが出来ない。併し其下に左の文字が二行に刻されて居るので造立年代が明かである。

永和二年丙辰八月彼岸第ニ番

此碑は曾て山形城が山形聯隊兵營となるに際し二の丸の東北隅から発掘したものであるが、山形城と聞て直に最上義光を聯想し、其菩提所の光禪寺に移建したものである。然るに其造立の永和二年に就て考ふるに、斯波兼頼が光明寺を城内に建てて其處に隱居した年の翌年に當る。又発掘地点から考へても光明寺の位置に接して居るので、此碑は兼頼関係の碑であることを思はせる。次に表徴の梵字が念佛宗の弥陀であり、刻出した經句が、兼頼の信仰した時宗の生命なる無量壽經往生因の一節であることに思ふれば明白に兼頼に依て造立された碑であることに首肯される。

碑の高さは地上四尺三寸、巾上部で一尺五寸、基部で二尺二寸、厚さは上部で一尺三寸、基部で二尺一寸ある。

山形市内應寺町田應寺

五、其下に、延文二天丁酉八月三日と刻してある。高さ三尺三寸五分、巾は上部一尺二寸、中部一尺三寸五分、基部一尺六寸五分である。延文二年は北朝の年号で、南朝の正平十二年に當り、新波兼頼の山形に入部した翌年である。

山形市香澄町正樂寺

高さ二尺三寸、巾上部九寸、基部一尺一寸、厚さ六寸七分の自然石にして上部に雄健なる、弥陀の梵字と之を支ふる蓮瓣とを刻し、其下中央に、延文二年大才丁酉七月廿一日敬白、又其を右に、右意者為逆修善根乃至法界平等故也と刻して居る。而して右文字中の大才とあるは大歳と同じく、歳屋木屋の事である。即ち正月の木屋の位置によりて其年の干支を名づくるに依て記つたものである。又逆修は生前豫め死後の菩提を

利益せんが爲めに種々の善根功德を修することである。又亡者の忌日以前に追善法要を営むことにも當り、法然上人の逆修説法に基因して居る。曰く、然則今此逆修七七日間供佛施僧之營即是壽命長遠業也設不修其業因而得生彼國者由佛願得無量壽何况如是別修其業因乎壽命功德畧述如斯

同 寺

高さ三尺三寸五分、巾上部八寸、中部一尺一寸、基部一尺五分の自然石に上部に五点具足金剛界大日の梵字、パーンを刻し其下に、至徳第四天丁卯三月日と刻してある。至徳も北朝の年号で、之を南朝年号に直せば其四年は元中四年に當る。

山形市外飯塚村楊柳院

弥陀、觀音、勢至の梵字を刻し其下に、延文二天丁酉の文字が見え、其例に、爲妙の二字が残つてゐる。つまり此碑は下半身が折れて失はれて居るものである。残存部の長さは二尺三寸、巾は上部一尺六

寸三分、下部二尺、厚さ四寸三分の自然石である。

山形市小姓町専光寺

高さ地上三尺九寸、由上部二尺、

基部三尺四寸の自然石にして碑面上部に「跡院、観音、専光寺」の梵字を配し其下に「應永筭二乙亥」と刻され居る。元來専光寺は慶長三年淨土宗の専求和尚の開いた寺であるから、右の碑は専光寺よりも早くから其地に立って居たことが判る。

上、山東郊土矢倉

高さ七尺、中中部にて二尺三寸、基部二尺五分の花崗岩の自然石に彌陀の梵字を刻し其下中央

に「建武二乙亥八月」とあり、其向つて右に「右志者為遠忌也」とかすかに見ゆれど、左方の文字に至ては磨滅甚だしく判讀するを得ない。元來此地は以前時宗西光寺の鐘樓趾と傳へらるるが此處に此建武の碑の建てられて居ることは、何の因縁に基くものであらうか。今日懸かすらし遠忌の爲也と判讀し得るに就て考ふれば、誰かは知らねど相當資力

南村山郡榎下村

北上高さ六尺の不等邊六角形の安山岩

ある人が自家の祖先を追善して建てたものに相違ない。而して遠忌の意義を考察すれば二十年、三十年前の追善には之を用ゐず、大抵は五十年忌乃至百年忌を以て遠忌と稱するを常とする。又一面より考ふれば斯る壯大な碑を建てて五十年、百年前の祖先の御祭りする資格を有する人は當時の世相から見ても大きな郷主か、地頭級の人であらねばならぬ。然らば建武より五十年乃至百年前に於て同地方は如何なる人の支配を受けて居つたか。其れは無論地頭大曾根氏なる人の配下にあつたのである。斯く考察して建武二年から五十年前弘安八年の出来事を調査するに大曾根氏は丁度此條貞時、怒りに觸れて其本家の安達泰盛と共に亡ぼされ六年である。斯く考へて此建武の碑に對すれば大曾根氏の一族が北條氏を怨みつゝ、過したるが恰も建武中興の鴻業に依りて北條氏が亡びたので怨恨晴れたりと思ひにて遠忌の碑を建てて供養したものであるまいか。



に金剛界五丈尊の梵字バンウンタラフキリクアクソワカを刻し其下に 永正五年戊辰十月十三日千部經願主權律師宿全法主敬白と刻してある。

同村字狹壇 長さ八尺五寸、巾上部一尺二寸、下部一尺

三寸五分、厚さ八寸の安山岩一切り石の表面上方に金剛界五大尊の梵字を刻し其下中央に 平時天文拾八年己酉三月八日と刻し、其左右に多数の文字刻され居るも磨滅甚だしく通讀することが出来ないが、中に得道とか、法界衆生とか、本門久遠成道とか、照無明長夜とかの文字が判明し最後の乃至法界平等利益故也の十字も明かに讀まれる。猶其附近のおせ道に小さい年号不明の弥陀梵字の板碑が立て居る。

同郡滝山村平清水字新山 高さ三尺、巾中央にて一尺八

寸五分、上部一尺四寸五分、厚さ上七寸、下四寸五分の安山岩の自然石に碑一ぱいに弥陀の梵字が掘られて居る。

傳ふる處に依れば、現今平清水部落にある大日堂は昔時右板碑のある地点にあったそうて附近一帯の山地は雛段式になつて今も堂趾寺跡の姿を物語つてゐる。

東村山郡大寺村安園寺庭 高さ三尺八寸、巾二尺、厚さ

一尺二寸の砂岩面に蓮瓣を添へた湯殿山の梵字を刻したものがあつた。年号が無いので其造立期を知らぬこと出来ないが梵字の風韻から見て室町末のものかと思はれる。

山形市外萬松寺 高さ三尺四寸五分、巾中部一尺二寸、

下部一尺一寸五分の安山岩の自然石に地藏梵字の力を刻し其下中央に 長徳四年十一月塔三日考子敬白と刻し、其左右に 右意趣者為先考善等□□(二字削去せり)之忌景也乃至法界平等利益と刻し、更に其左右に分列して

造作五逆罪 常念地藏尊

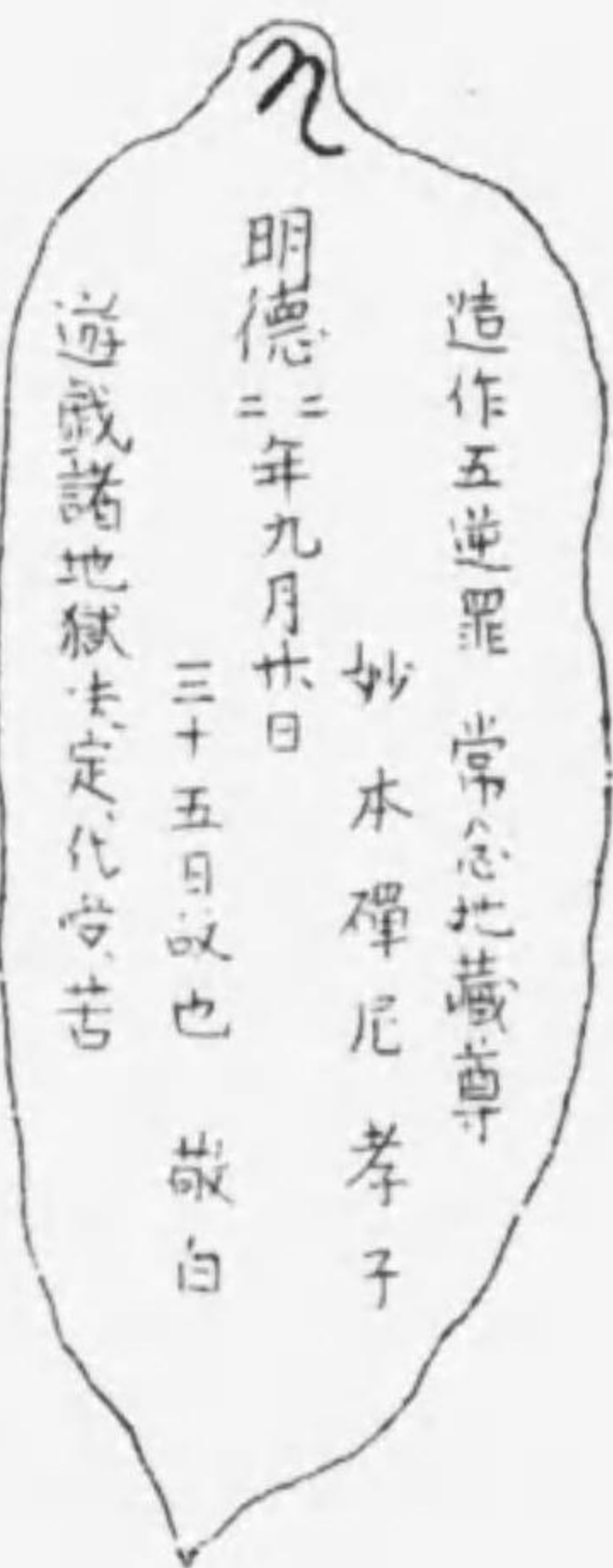
遊戯諸地獄 決定代受苦

と彫つてある。此碑は昔から寺でも又世間でも實方中將の

墓であると稱してあるが、思ふに是は或時代の偽造であらう。成程長徳四年十一月十八日は實方が死亡した年月に相違ないが、如何なる文獻に照しても其時代に墓石の立てられたことを聞かない。況して板碑に於てをやである。前述の如く斯形式の碑は鎌倉時代の泰時執權頃から起つたのであるから、其れより二百二三十年も前の長徳の頃に建てられる理由は無い。斯くの如きは恰も東京牛御前の釋迦板碑に、貞觀十七年の年号を入れ、武州熊谷の南無阿彌陀佛の板碑に、為無官太夫寂盛頌證菩提念佛開口也干時元久二年二月七日と後刻し、下野国分寺村の法華題目板碑の嘉慶□年二月を嘉慶に改刻したなどと同じ一の愚戯である。而して右萬松寺の碑を見るに、長徳の長字を改竄し、十月に一を加へて十一月とし、廿三日を拾三日と改刻した跡が、歴然として残つて居る。又四年の左右にある干支も之を削り之忌景の上二字も削去つて以て實方の墓らしく造り合せたのである。

一併此碑の實體から見れば、地藏梵字あり地藏經の一節あり

リ。誰かの死後五七の供養主佛の地藏菩薩の功德を修した碑であらねばならぬので、此思想の現はれたのは、鎌倉時代で室町初期には、甚だ隆盛を極めたのである。今此例を他に求めれば、地藏の板碑で最も古いものは、上野国邑樂郡永宗村光恩寺の文永八年八月の碑の外、萬松寺の碑に甚だ似たものが宮城縣登米の石森村にある、即ち左の如くである。



是等と思ひ合せて考ふれば、萬松寺の碑は明德か至徳か

元徳の碑を長徳に改め又五七之忌景也の五七のニ文字を削り落し、以て實方ノ差に偽造したものであらうと思はれる。

山形市外上山家糠塚

高さ四尺一寸但し前面は三尺七寸、巾上部一尺四寸五分、下部一尺四寸、厚さ一尺一寸五分乃至九寸五分、不整街安山岩ノ上部に二重円線を以て弥陀梵字を圍み、其下左右に觀音、勢至の梵字を配し、其下中央に貞治七戊申季三月日、其左右に月山行人結衆等己上百余人敬白と刻す。

同村深瀬兵治宅前

二基の円形梵字曼荼羅板碑あり、一は豎二尺九寸、横二尺四寸、他は豎二尺六寸、横二尺五寸五分あり。二基共直徑一尺九寸の円線の中に胎藏界大日の光明眞言梵字を曼荼羅式に羅列してあり。其円圓の下に蓮坐を刻してあるが、其蓮瓣底部に尚朱ノ痕跡を殘してある。

年號を改いゝる爲め、其建立年度が不明であるが、幸に同村一明院の過去帳に

永正十一年甲戌九月十七日寂

五代一明院法印宿後 (延徳の住)

此代に光明眞言塔を立つ村頭にあり

應文長十一年寂

七代一壽院宿連 (天正の住)

此代に光明眞言塔を立つ、右同所により

以上の記録あるに依り、一は延徳、一は天正頃の造立と推定することが出来る。

最上郡東小国村月楯字大壺

地上高さ七尺二寸、巾中部一尺八寸五分、基部二尺三寸五分、厚さ上部九寸、基部一尺三寸五分の安山岩自然石、面に金剛界大日の梵字を刻し

其下に嘉歴三年口(不明)月と彫んである。猶其側にも大なる碑倒れ居るも伏せを以て其面の文字を知ることを得ない。又月輪の部落内にも高さ三尺巾基部一尺六寸、弥陀梵字の碑あれど、年月磨滅して不明である。

最上郡豊里村京塚字湯舟澤

高さ二尺二寸、巾上部八寸

基部一尺一寸の自然石に 弥陀梵字を刻し其下に 為悲母安靈也 應永二年七月十五日 孝子等敬白と刻してある。然るに世間では從來志の銘文を 為南朝西興也孝子米敬白と讀誤まつて居るが、恐らく行書で刻したものが可なり磨滅して居るため誤讀んで、南朝西興としたものであらう。又孝子米と言ふのも板碑の側に合はず、是も等ノ字を草書でオと刻したものに石の自然の穴を加へて、米と讀んだもので罪の無いことである。

最上郡真室川村平岡光明院

高さ二尺、巾八寸厚さ八分

の粘板岩に 弥陀觀音勢至の梵字を刻し蓮坐を以て支へ、其下中央に 元亨四年四月廿八日と刻し、其左右には二行づつ 光明真言の七梵字を刻してある。間く處光明真言は、不空罽索毗盧遮那佛大灌頂光明真言經から出たもので、早くも弘法慈覚の西大師が支那から請來したものだ。之を板碑に使用したのは鎌倉時代の嘉元頃からであるらしい。是は眞言僧の一切諸菩薩の總呪文として念誦する處で我々の身にも常に入つて居る。曰くオンアマギヤ。バイルシヤナ。マカームダラマニ。ハドマジャバラ。ハラバアラタヤ。ウインハツソワカと發音するのである。

次に此碑の此地にあることは、我々の甚だ疑問を懐かざるを得ないことになる。如何とせよ此碑は一基だけが本縣内に於て系統を脱線して居るかである。第一石質が本縣と關係が無い。第二形態が武藏型に屬して居る。第三小形にして蓮瓣自在である。今是等三點から推して考ふれば、光明院は何時の世か。此碑を奉して他より同地に移轉し來つたものではあるまいか。

第八章 成生庄型

前述最上郡と山形との碑が同一種であるのに、其中間に位する昔時の成生庄と目すべき一區劃の碑が形態を異にして居ることは中々興味ある問題である。自分此處に成生庄と見られるのは同一型の板碑の分布から起つた觀察である。即ち南は高瀬川を堺とし西は須川、最上川を限り、北は東根地方迄を一劃とした地方に残存する板碑は全然山形附近や、最上郡のものと同様式を異にして居るので、誠に興味ある事に屬する。

前述の如く山形及び最上郡の板碑は何れも自然石其儘を用いて居るに對し、此旧成生庄の板碑は顔の突起豊かに額上には強き二條の横線を刻して居るが、其頂頭は置賜地方の山型と全然趣を異にし何れも佛頂型を成して居るので、斯くの如きは餘り他地方に例を見ない處である。而も隣區と川一筋を隔てたばかりで斯くも碑形に大なる変化あることは是れ全く支

配者間の宗教的相違から起つた現象と考察すべきであらう。然るに此處に我々は不可思議なる一事實に逢着して居る。それは右成生庄と離れたる南村山郡堀田村成澤龍山道字地藏堂境内に於て成生庄型板碑三基を認め居ることである。此場所は土地の分區から見れば當然山形の震内に屬すべき處であるのに、右三基に限って成生庄型の存在することは何れにも諒解に苦しむ處であるが斯の如きは或は領主關係によりも寧ろ宗教關係で分布したものとしかとも思はれる。即ち鎌倉期に於ける龍山は天台の教壇として榮えた山であり、又成生庄内の山寺も天台の根本場であつた關係から宗教的に發展した板碑も其影響を受けて龍山にも山寺流形態の板碑が建てられたものであるまいか。

又同じ成生庄内に於ける板碑でも信仰の中心を表徴する梵字に依りて天台宗と念佛宗とに分けることが出来る。即ち之を教壇から指示すれば一は山寺の天台宗であり、他は佛向寺の時宗である。前者は大日梵字であり後者は弥陀梵字である。猶此区内に於ける板碑分布は在り知くである。

東村山郡清池東却 高さ地上八尺七寸 巾上部三尺二寸  
 基部三尺五寸 厚さ上部一尺六寸 基部二尺一寸 額ノ突  
 起八寸五分と言ふ壯大なるものにして碑面一はいに金剛界  
 大日ノ梵字を刻してある。此碑は山寺山王廿一社の内下七  
 社の一つ大宮竈殿ノ境内に立てられたものである。  
 抑も山寺の山王廿一社へ上七社・中七社・下七社して廿一  
 社也一は慈覚大師の勸請したもので、此廿一社を以て本耶  
 天神地祇一切の神々を綜合した本地垂迹ノ教義に基いて結  
 る。即ち此板碑は成生庄中山寺關係のものであることが明  
 白である。

全所附近石佛寺旧址

清池より荒谷に通ずる道路の傍に  
 高さ三尺五寸 巾上部一尺 下部一尺二寸の碑立つ。梵字  
 其他磨滅して不明である。其傍に倒潰してある断碑は巾一  
 尺三寸長さ残部四尺あるが、是には弥陀梵字を刻してある。  
 是は即ち佛向寺關係のものである。

東村山郡干布村款ノ戸 二基并立して居るが向て右方は  
 高さ五尺七寸 巾額部一尺九寸五分 基部二尺一寸三分  
 厚さ額下一尺 基部一尺五寸にして梵字其他磨滅して不明  
 向て左方は高さ六尺七寸五分 巾額部二尺 基部二尺三寸  
 厚さ同前、此方の梵字は愛染明王らしく此境地は山王廿一  
 社下七社の惡王子宮本地愛染明王を祭祀した處と傳へらる。  
 猶全村内八幡神社境内には一尺乃至二尺の小板碑七基残つ  
 て居る。

東村山郡高橋村皇大神社境内  
 高さ一尺八寸、文字磨消の板碑が立って居る。

東村山郡大郷村見崎六社神社境内 高さ四尺四寸 巾中央  
 二尺三寸ノ非常に磨滅した一基あり。額ノ突或等より見て  
 板碑たるに相違ないが村では病目地藏と稱して崇敬して居  
 る。

東村山郡寺津村観音堂境内  
高一尺三寸 基部一尺三寸五分 厚さ上部六寸五分 基部七寸九分 額の突起一寸四分にて梵字等不明

東村山郡天童町佛向寺  
梵字は胎藏界大日にして碑の高さ地上一丈二尺 巾上部二尺二寸 下部三尺二寸五分 厚さ中央一尺三寸五分

左郡天童町火葬場前  
梵字は五点具足の金剛界大日らしきも磨滅の爲めよく知り難い。此碑は以前火葬場附近の沼端より貫津に通ずる路上の小川に架し橋に用ゐられたが数年前火葬場境内に移建したものである。高さ六尺 巾二尺五寸

全郡天童町字田町多聞寺跡  
此處に同大のもの二基ありて一基は倒れ一基は立つて居る。高さ地上五尺二寸 巾上部一尺五寸五分 基部一尺九寸五分 厚さ額下部五寸

下部八寸 額の突起一寸三分

全郡天童町字北目薬師堂前  
梵字薬師 高さ五尺四寸 巾二尺 厚さ一尺四寸 破損甚だし。是と相對して一基あり、梵字年号を欠く 高さ三尺一寸五分 巾一尺三寸七分 厚さ五寸七分

北村山郡山口村原崎  
高さ地上一丈五尺餘 巾中央部三尺四寸 厚さ同所一尺九寸 基部二尺二寸の壯大なるものにして、碑面には弥陀の梵字を刻し其下に蓮座を配して居る、猶附近に断碑一ヶ葉てられてある。

北村山郡大富村荷口  
梵字弥陀 高さ六尺五寸 巾上部二尺 基部二尺三寸五分 厚さ額下一尺三寸 基部一尺七寸 額の突起四寸五分 其他附近に梵字不明の小板碑二三基を認むる。

東村山郡成生村地藏堂

凝灰岩形態甚だしく破損したる

北村山郡東根町

高さ地上五尺八寸 巾二尺二寸の額上ニ線ある碑あり磨消甚だしくも板碑なることを窺知らる。猶同町では是をカスクラヒ地藏と稱して居る。

南村山郡成澤村龍山澤内口地藏堂

高さ八尺 巾額部一尺七寸五分 基部二尺一寸 厚さ額下九寸五分 基部一尺二寸 額ハ突起三寸 梵字磨滅不明 其他附近に倒れたもの二基あり。一は相當大きく長さ八尺 巾額下一尺九寸 基部二尺二寸 厚さ上一尺 下一尺二寸 額ハ突起五寸 他は長さ三尺 巾一尺二寸。

以上成生庄の板碑を羅列して見たが、此地方のものには總て磨滅甚だしく其造立年記を知ることも出来ぬものは甚だ遺憾とする處である。それは例令石質に於て磨滅し易い山寺石を使

用して居るからでもあらうが、斯く磨滅の甚だしいことは、要するに造立時代の古いことを物語ることにもなる。又一般全國の板碑例から見れば鎌倉末から南北朝時代のものが、比較的壯大で室町末に至る段々纖弱のものとなつて居る。斯く考へつつ原崎の一丈五尺の碑や、清池の大日梵字碑や、佛向寺の堂々一丈二尺の碑に對すれば如何にも梵字雄健形態雄渾で鎌倉時代の佛像の力強さと同一の感じをいだかしむるのである。

次に此地方の文化に就て考ふるに、成生庄の名は早くも藤原時代に於て明確に指示されて居る。又山寺も貞觀年間の開山であるから、其附近の文化は其當時より開け、從て板碑造立の創まつた鎌倉時代には早くも此地に普及したものと思はれる。

次に我々の考慮すべきは鎌倉時代の弘安元年に於て既に、持宗の一向上人が成生庄に来て佛向寺を開いたことで、恐らく此事實は鎌倉新興佛教の村山金地に入つた第一證であつたらう。而して此事實に照合すれば一面山寺關係の地方に天台



大日の板碑の造立さるると共に此念佛宗を表徴する跡陀梵字の板碑が成生佛向寺関係の地方に造立されたことが想像される。

### 第九章 飽海型

鳥海火山噴出の自然石を其儘用ひて板碑に充當した飽海型は飽海郡東平田村生石の延命寺を中心として、其附近にのみ残存し、他に一基も認むることの出来なひのは大いに注目すべき事實として研究すべきであらう。先づ現今まで我等の調査を経たものを挙れば左に如くであるが、將來延命寺附近の土中より更に幾基かを発掘する機會があるであらうことが豫想される。如何となれば現在我々の前に羅列された板碑の大半は何れも何等かの機會に發掘されたものであるから今後とても又何等かの機會に於て發掘されぬ

とは漸言されぬからである。

東平田村生石延命寺兼庭 高さ地上七尺一寸 中基部四尺四寸 中部三尺三寸 厚さ上部三寸五分 基部九寸五分にして碑面に豎四尺五寸 横二尺五分の輪廓を彫り、其廓内上部に跡陀と藥師の梵字を並列し、其下に建武二年二月時正孝子敬白と刻してある。二月時正は春の彼岸の中日の意味である。

同村同寺入口石地藏の背後 高さ六尺 中基部五尺 上部三尺九寸にして上部に跡陀藥師の兩梵字を並列し、下に銘文を刻しおれど通讀し得ず、只元亨二年八月六日施主建敬白の文字を知り得たのである。

同寺後山生石神社境内 高さ一尺六寸五分 巾中央二尺一寸 厚さ六寸より二寸迄の稍円形の石に興國五年甲申巳二月聖人道圓且那維道と刻し種子梵字を認めない。

同寺東南杉林内 高さ四尺五寸四分 巾基部三尺四寸五分  
分 上部一尺四寸 厚さ七寸乃至八寸の碑面 上部に地藏  
梵字とソワカを刻し其下中央に 延元五年三月日 沙彌感  
心建白と刻し其左右に 右□(不明)先考先妣□(不明)如件と刻  
してある。

同寺南方觀音堂前 高さ二尺九寸 巾一尺六寸八分 厚  
さ九寸五分ハ長方形の自然石面に線を以て四邊劃し上の區  
劃内に弥陀と藥師の兩梵字を配し下の區劃内「右志者為沙  
彌善阿逆修仰願捨有為忘執著證無為眞理月」次に  
「右志者為□(不明)七分全得願依修善等龍女之作佛矣」と刻銘  
し興國七年仲夏中旬施主敬白と刻してある。思ふに此碑は  
沙彌善阿といふ人が逆修修善の目的として生前に建立した  
ものであることは、右の銘文に依り明白である。即ち七分  
全得とは死後の追福よりも生前の逆修に依り七分の功德の  
全部を取得することが出来ることと云ふにある。

同寺觀音堂西方 高さ二尺一寸 巾一尺一寸 厚さ約五  
寸 梵字不明 興國五年甲申三月と刻す。

同寺同所 高さ一尺七寸 巾七寸 稍長方形 上に地藏  
梵字一カの方で無くイハ梵字也を刻し其下に 康永三年  
四月日と刻してある。

同寺門の傍 高さ一尺四寸 康永三年十月為祖父祖母善等と刻してある。

同寺より生石神社に通ずる磴道の左傍  
高さ二尺八寸 巾中部二尺八寸 厚さ五寸六分の円形自然  
石に円陣を區劃し中に梵字曼荼羅を刻し、其外輪に若人求  
佛惠道遙菩提心父母衆生身即證大覺位 右志願為善阿幽靈  
成等正覺頓證孝子敬白 延文四年己亥二月十五日と刻して  
ある。

同寺前庭内 高さ二尺六寸 巾中部二尺五寸 稍円形の

碑で上に 弥陀觀音勢至の三梵字を刻し、其下中央に延文五庚子季七月廿一日孝子敬白 又左右には地獄天宮。皆為淨土。有性無性。齊成佛道と圓覺經の一節を刻してある。此碑は以前全寺墓地より発掘したものであるが、現今は前記の處に建立してある。

同村字奥山へ小学校東方へ山畠地へ

高さ五尺七寸五分 中中部四尺九寸五分 下部七尺四寸の自然石面中央に圓陸を取て梵字曼荼羅を刻し其左右に左の銘文并に年号を刻してある。

(向て右方)

夫塔婆者萬法惣持妙作衆生成佛之指南云以此沙彌佛善先考先妣並妙興禪尼先考娘證菩提並亦存生之為悲母(向て左方)逆修之奉造立所如斯願依比妙功先□□之果位紋□出□□□□□□□□□□所給(□は不明の箇所也)正平三年六月中旬と刻してある。

同所南隣

高さ三尺三寸 中中部二尺五寸 基部二尺四寸の碑で上に觀音の梵字を刻し其下中央に 正平七年辰八月六日敬白 其左右に今此三界。皆是我有。其中衆生。悉是吾子と法華經譬喻品第三の一節を刻してある。

同村字金生澤朝日橋登口

高さ五尺 中下部二尺五寸の石面に金剛界大日の梵字を刻し其下に 先父沙彌玄心莊嚴報地利益一切。正和第三閏三月玄雲記と刻してある。

同所

高さ二尺 弥陀三尊の梵字を刻し正平五年五月の年号あり。

同村字矢流川諏訪神社境内

高さ一尺四寸五分 巾一尺 梵字釋迦 貞治七年四月八日と刻銘あり。

同村字寺内遠藤甚吉宅地

高さ三尺三寸 大日の梵字を

刻し下に 興國三年二月の刻銘あり。

同村字横代瑞雲院觀音堂内

高さ二尺三寸 中上部一尺 下部二尺一寸五分にして弥陀觀音勢至の梵字を刻し下に 正平十年十一月二十七日と刻してある。

中平田村字熊野田地藏堂傍

高さ四尺 中二尺五寸にして右肩欠損す。梵字不明にして正平七年施主宿性と刻してある。

南平田村山谷三浦徳右工門宅内

高さ三尺三寸 中上部一尺八寸 下部二尺五寸五分にして蓮坐を配せる弥陀の梵字を刻し其下に 元弘二丑二月時正と刻し其左右に、一念弥陀佛、即滅無量罪。現受無比樂、後世清淨土。と刻してある。此碑は文化十一年全村の西北方にて発掘したものである。目下右宅地に移建してある。

同村同字三浦彦兵衛宅地

基部二尺七寸 厚さ六寸五分の石面に弥陀三尊梵字を刻し其下に 應永辛巳八月日と刻してある。此碑は文政二年村内八幡森の丘上にて発見したものである。現在では右宅内に立ててある。

以上の外延命寺墓地には弥陀三尊梵字を刻せる高さ四尺 中三尺の碑もあれど遺憾ながら年号不明である。

以上飽海郡の板碑は都合二十一基を現認するが之を年代別にすれば

鎌倉時代	三
南北朝	一〇
北朝	一六
南北朝	一
年号不明	一

で南朝の正朔を用いたものが生数を占めて居ることは、其時

代に於て南朝方が延命寺附近に勢力を占めて居たことを物語る資料とすべきであらう。

### 第十章 墓石と板碑

板碑の造立目的は前記の如く、墓石の造立目的と全然異り主として供養并に逆修の爲に造立されたものであるが、時世を經るに従て板碑の形態がいつとは無しに墓石に移つた様に見える。

墓石即ち一般民衆の屍を埋め或は遺骨を埋めた場所の標石は徳川時代の初期に於て幕府が切支丹宗を彈壓する目的を以て設立せしめたものと思はれるが、山形地方に残れる墓石は右の事實を證明して寛永以後に造立されたもののみに限られて居る。而も寛永當時のものに至ては甚だ少く、正保・慶安・萬治・寛文と時代を經るに従つて其数を増して居る。

而して其墓石の初期とも見らば寛永のものに在ては、其形態如何にも板碑の形態を模倣したものの如くである。即ち左に一例を挙げて参照に供する。



板碑の如く頭部山型をなし、次に甚だ減退して居るとは言へ猶類の突起を呈して居る。又類上の二横線は變じて用を爲すなどは何に依て生じたものであらうか。それから板碑には造立の趣旨と年月日を刻して居るが、墓石に至ては死亡者即

ち墓主人の法名を刻することとなつたのである。而して此形式の初期墓石として山形市内に残水のもの、來迎寺墓地にある、寛永六年十二月十九日、花林童女の墓を最古として、大沼家の寛永八年、全十二年、全十九年の墓、其他常念寺墓地にある、和久井家の寛永十九年、青山家の、正保四年、慶安四年、無縁の寛永十五年の墓石を認むべきである。

斯くて墓石は漸次形体を變じて位牌型となり、更に安永頃より四角長方形の墓石を立つる様になつたのである。

併し以上は山形市内のものに就て見たのであるが、足一度の市外に出れば、北村山邸延澤龍護寺にある延澤家の墓石、同村六澤円照寺にある延澤満重の墓石の如きは慶長年間建てられたものらしく、而も其形態は額部突出の板碑型を成して居るなどは、之を板碑の形態が墓石に移る過渡期の産物と觀ることが出来よう。

### 第十一章 結論

板碑の縣内に分布せる状況は以上の如くであるが、之を通觀するに、置賜地方には早くも正元年間に建立され、次に私安年間、永仁年間のものも建立されて居る点を照合すれば、是等の普及は武藏より野州、岩代を経て地理的に來たもので無く、武藏より一旦鎌倉に入り、其れが直接領主或は僧侶に依り置賜に入ったものであらうと想像される。

又成生庄に普及せるものにして、以上と同一の経路を取つた様に思はれる。元來成生庄は乱川の扇狀湧泉地帯に位置を占めた關係で可なり旧時代に發達したものであるが、其宗教的又は其鎌倉文化が他よりも先んじて普及した為め板碑の如きも比較的早く普及したものと思はれる。

又鎌倉時代に於て貴族佛教から民衆佛教形式佛教から開放佛教に轉じた新興佛教として縣内には早先弘通した一向上人の時宗が成生庄藤原氏の招請に依り、鎌倉二階堂から直接成生

庄に入ったことを思へば、此處にも當時の鎌倉文化が直接成  
生庄に入り従て板碑なども鎌倉直輸入を見たものと思はれる。

而して此事実が遂に成生庄型の  
形態が他の野州、岩代、置賜地  
方のもつと異り上圖の如く特種  
の風格を備ふるに至つたものと  
思はれる。

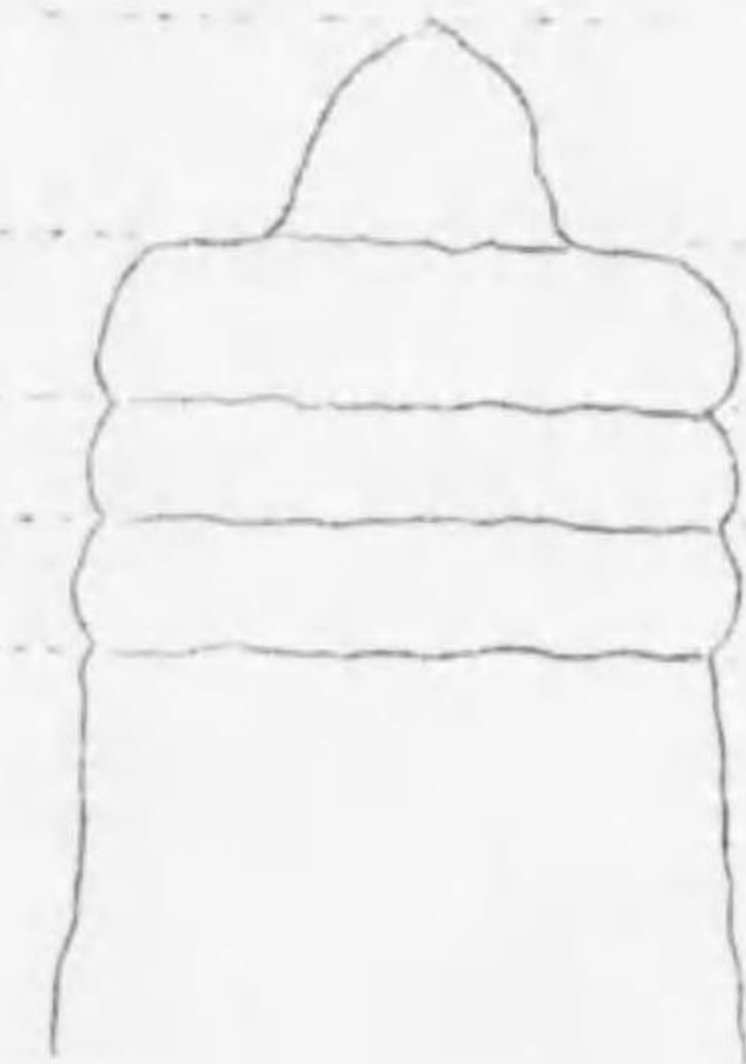
(圖は頭部のみを表はす)

次に信仰を表徴する梵字に照し  
て地方の信仰的傾向を觀察すれ  
ば、置賜地方の屋代、赤湯地方  
は大伴に於て眞言の大日如來を  
尊崇し、長井庄(米澤)に寄つ  
た地方は弥陀の念佛宗に傾き、  
山形地方と最上郡とは、弥陀の  
念佛宗と大日の祈禱宗眞言と相

側面



正面



半し、成生地方は弥陀の時宗を奉じ、山寺附近は大日の祈禱  
宗(天台)を尊崇し、飽海郡に至ては弥陀と現世利益の薬師如  
來を信仰した跡が歴然と残され居る事も面白いことである。

備考

西田川郡湯田川村字藤澤に龍光上人の碑が立つて居る。  
高さ三尺二寸 巾一尺九寸 厚さ下部九寸他の自然石で  
なるが裏面に

遊行廿九代上人永祿五壬戌年十二月四日入寂古塔既積泯  
故寛政三亥六月日新造立十阿弥 今年二百廿九年至  
と刻されたる。是に依て見れば永祿五年の碑は積亡し  
た爲め、寛政三年に再建したもので、現在の碑は寛政の  
造立で、古碑と称する處には行かないが、其以前のもの  
は如何なる形態であつたか此處には大往年を思ふ便りだ  
けにして筆を擱す。

板碑管見 (終)

昭和十年十二月二十日印刷  
昭和十一年四月七日發行

〔非賣品〕

著作者 川崎浩良

發行者 山形市旅籠町三島通六三二番地  
川崎浩良

印刷者 山形市六日町埋立第二區  
原田一男

發行所 山形市旅籠町三島通六三二番地  
川崎浩良



終

